

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会
電気保安制度 WG（第8回）－議事要旨

日時：令和3年11月5日（金）15：00～17：30

場所：Teams 開催

出席者

<委員>

若尾座長、飯岡委員、大関委員、小野委員、柿本委員、坂本委員、曾我委員、東嶋委員、西川委員、前田委員、安田委員、渡邊委員

<経済産業省>

田上電力安全課長、古郡電気保安室長 他

議事概要：

○電気保安規制に係る見直しの方向性について

<委員・オブザーバー（以下、「委員等」）からの主な御意見>

- ・ 現在、FIT で太陽光発電設備に対して柵・塀の設置が義務づけられているが、FIT 終了も見据えて、電気事業法でも義務づけるべき。
- ・ 委託事業者が使用前自己確認制度で確認した添付資料は、当該事業者に対して説明を求められる制度も検討してはどうか。
- ・ 使用前自己確認制度では、架台等の支持物の確認も重要。

<事務局からの主な回答>

- ・ 電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準においても、再エネ発電設備に対する柵・塀の設置を義務づけ。今後、適切にエンフォースメントを実施していく。

○スマート技術の導入と電気保安人材不足への対応

<委員等からの主な御意見>

- ・ 電気保安分野にも若い人材が必要だが、新規免状取得者は60代、70代が多い現状。電気保安の社会的意義や魅力の継続的な発信が重要。若者の間では地球温暖化対策やSDGsに関心が高まっている中、ワットマガジンにおける#（ハッシュタグ）のつけ方などPR方法を工夫し、入職促進のための活動を継続すべき。
- ・ 統括主任技術者制度の見直しは、従来電源から再エネへのエネルギー転換による電源立地の多様化に対応したもの。また、地域の電気主任技術者の雇用などにもつながり、肯定的に説明すべき。
- ・ 第三種電気主任技術者が特別高圧の電気設備を扱うに当たっては、統括主任技術者の指揮命令に応じて安全に作業ができる能力を担保する方法や大規模災害発生時への対応など丁寧な検討が必要。

- ・ 「2時間駆けつけルール」の見直しにあたっては、発電所における電気主任技術者の役割は波及事故防止なのか、停電時の復旧作業なのか、など整理すべき。現場で何をすべきかを整理した上で、現場でどのような者が必要を検討すべき。
- ・ 外部委託承認の見直しにあたっては、平時のみならず災害時の対応が重要。受け持ち件数が多くなることで、迅速・安全な災害対応の支障にならないよう、災害時でも安全な体制が維持されるべき。
- ・ 電気主任技術者試験や電気工事士試験のCBT化は前向きに進めるべき。また、紙試験で申し込んだ人も、CBTへ移行可能とすべき。
- ・ 電気工事士免状等における旧姓使用は歓迎。女性電気工事士からも「ありがたい」との声が寄せられており、更なる環境整備をお願いしたい。
- ・ スマート保安プロモーション委員会について、NITEによる公的なカタログであれば安心して導入する者がいる一方で、期待された効果がなければトラブルになるおそれ。
- ・ スマート技術の導入においては、特に中小企業にとって費用対効果は重要な課題であるため、費用対効果の検証もしてほしい。スマート保安に対する補助金など、積極的な導入策を広げていくことが必要。
- ・ スマート保安による規制見直しに関しては、規制のサンドボックス制度の活用も検討すべき。
- ・ スマート保安技術については、機械が判断した原因や事故の兆候の分析を人にフィードバックすることで、知見の蓄積を図るべき。
- ・ ダム水路主任技術者については、実務経験年数だけで資格を付与するのではなく、定期的な講習などが必要。また、実務経験年数の算定となる業務として、海外経験なども検討して欲しい。
- ・ バイオマス発電の普及を見据えボイラー・タービン主任技術者についても統括制度の検討をすべき

<事務局からの主な回答>

- ・ 電気保安業界の魅力発信について、若者に魅力的なものとなるようワットマガジンにおける#（ハッシュタグ）の付け方を含め工夫していく。
- ・ 統括主任技術者の指揮命令の下で特別高圧の電気設備を扱う第三種電気主任技術者については、保安規程への規定などによる確実な教育訓練が重要。その他、災害時の対応なども含め継続して検討していく。
- ・ スマート保安プロモーション委員会は、技術の評価を行い、費用対効果などの評価は行わない。スマートキュービクルの第三者認証を行う委員会との関係性は、第三者認証の対象は製品であり、プロモーション委員会での評価対象は技術である。
- ・ スマート保安技術による規制見直しに際して、規制のサンドボックスの活用は、今後検討していく。
- ・ ダム水路主任技術者の実務経験年数の見直しについて、講習による実務経験年数の補完や海外経験の実務経験年数の算入等については、実態を見ながら精査していく。
- ・ 現状、ボイラー・タービン主任技術者は、必要な人材はまかなえると想定しているが、引き続き、実態を踏まえながら、検討していく。

○新たな発電・設置形態についての規制見直し

<委員等からの主な御意見>

- ・ 水素・アンモニア発電の技術基準は、小規模な設備についても初めは厳しく見ていき、事例が増えた段階で、適宜見直しをしていく方向と理解。
- ・ 事故情報の公開について、電気設備に専門的に携わる者のみならず、別の仕事をしている者が事故に巻き込まれることもありうる。一般も見ることができるデータベースで情報公開することは、大変有意義な取組。
- ・ 蓄電池所（仮称）の電圧、容量の階級の区分は難しいところだが、連系する場所を考えれば、発電所と同様の整理。太陽電池発電設備では容量で分けしたため、分割設置が出てきたため、注意が必要。
- ・ 蓄電池の事故情報は、少し広めに収拾すべき。
- ・ 集合住宅等に設置される蓄電池の取扱を明確にすべき
- ・ 環境アセスメントについては、参考項目等になくても、委員から求められる項目が存在。情報を整理して手引に反映すべき。

<事務局からの主な回答>

- ・ 蓄電池の分割設置に対するご懸念については、太陽光発電での反省も踏まえて検討していく。
- ・ 引き続き、家庭の小出力発電設備に附属する蓄電池は一般用電気工作物として扱っていく方針。集合住宅の場合でも 10kW 以下であれば一般用電気工作物とする方向。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話：03-3501-1742

FAX：03-3580-8486